

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC

2020.01.22施行行政省令等対応 (1 / 6)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9 - (7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条 輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第3条第十九号ハ(二)2、 本号ハ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。)	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第3条第十九号ハ(二)2、 本号ハ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。)	【 】 《 》] 除外	
イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが 56ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム(アルゴリズムの 安全性が次の(一)から(六)までのいずれかに 該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。)を 用いたものであつて、データの機密性確保のための 暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの (当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有 効化されているものを含む。)又は安全な仕組みの暗号機能有効化の 手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。) のうち、次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの ((十一) から (二十) までに該当するものを除く。)	[] 《 》] 除外	数値 ()
(一) 512ビットを超える整数の素因数分解	[]		数値 ()
(二) 有限体上の乗法群における512ビットを超える離散対数の計算	[]		数値 ()
(三) (二)に規定するもの以外の群における112ビットを超える 離散対数の計算	[]		数値 ()
(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題	[]		
(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索	[]		
(六) ランダムな符号の復号	[]		
注※ 次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの	[]		
(七) 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として 有するもの	[]		数値 ()
(八) デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による 電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置 又はこれらの部分品((七) に該当するものを除く。)	《 》] 除外	
(九) 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは 処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品 ((七) 又は (八) に該当するものを除く。)	《 》] 除外	
(十) 次の1及び2に該当するもの((七) から (九) までに 該当するものを除く。)	[] 《 》] 除外	
1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能 以外の機能を支援するために用いられているもの	[]		
2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの (この号から第十二号までのいずれかに該当するものに 限る。) 又は第21条第1項第七号、第八号の二、 第九号若しくは第十七号のいずれかに 該当するプログラム(公開されているものを除く。) によって実現されているもの	[] 《 》] 除外	(省令第21条 第1項 号)

注※貨物等省令第8条第九号イ(一)から(六)までのいずれかに該当し、(七)から(十)までのいずれかに該当する場合、
貨物等省令第8条第九号イに該当。